

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号のイの表課長の項の次に次のように加える。

担当課長	所及びセン ター並びに 支所、分室、 事業所及び 管理事務所	上司の命を受け、担当 する事務を掌理する。	必要に応じ 置く。
------	--	--------------------------	--------------

別表第二号のイの表に備考として次のように加える。

備考 担当課長については、特定の事務名を付した職名とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。